

○電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標

(平成二十九年三月十四日経済産業省告示第三十六号)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)の施行に伴い、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第三条第十二項の規定に基づき、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標を次のように定めたので、同条第十四項の規定に基づき、告示する。

電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき

再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標

電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標(以下「価格目標」という。)については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。

）第3条第1項に規定する調達価格（以下「調達価格」という。）に限らず、調達価格に関する電源ごとの発電コスト及び研究開発に係る支援や導入に向けた環境整備等のコスト低減を図る施策の方向性等も含むものとし、次のとおりとする。

#### 1 太陽光発電

(1) 太陽光発電設備であって、その出力が10kW未満のもの

再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）からの電源自立化に向けて、調達価格の水準が、2019年には一般家庭における1kWhあたりの電気料金水準、2020年以降は早期に電気事業法（昭和39年法律第170号）第98条第1号に規定する卸電力取引市場において売買取引される価格の水準とすることを旨す。

(2) 太陽光発電設備であって、その出力が10kW以上のもの  
固定価格買取制度からの電源自立化に向けて、発電コストの水準が、2020年に14円/kWh、2030年に7円/kWhとすることを旨す。

#### 2 風力発電

- (1) 風力発電設備であつて、その出力が20kW未満のもの  
その導入動向を踏まえながら、コスト低減を図りつつ、固定価格買取制度からの中長期的な電源自立化を目指す。
- (2) 風力発電設備であつて、その出力が20kW以上のもの（(3)に掲げるものを除く。）  
固定価格買取制度からの電源自立化に向けて、発電コストの水準が、2030年までに8～9円/kWhとなることを目指す。
- (3) 洋上風力発電設備であつて、その出力が20kW以上のもの  
その導入に向けた環境整備を進めつつ、固定価格買取制度からの中長期的な電源自立化を目指す。
- 3 水力発電（水力発電設備であつて、その出力が30,000kW未満のもの）  
当面の間は、流量調査等により開発に係るリスク低減を図り、新規地点の開発を促進する。また、新規地点の開発後は低コストでの発電が可能になることも踏まえ、技術開発により更にコスト低減等を図り、固定価格買取制度からの中長期的な電源自立化を目指す。

#### 4 地熱発電

当面の間は、地熱発電設備の設置が見込まれる地点の周辺地域における関係者の理解促進や、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続の迅速化等により、大規模案件の開発を円滑化する。また、技術開発等により開発に係るリスク低減及びコスト低減を図り、固定価格買取制度からの中長期的な電源自立化を目指す。

## 5 バイオマス発電

バイオマスの集材の効率化等の関連施策と連携を進めながら、固定価格買取制度からの中長期的な電源自立化を目指す。

## 附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。